

タイトル	人権の不可分性 : 障害と指針(翻訳)
著者	ムンターボーン, ヴィチット; 中村, 寿司
引用	北海学園大学学園論集, 126: 47-52
発行日	2005-12-25

人権の不可分性：障害と指針^(註1) (翻訳)

ヴィチット ムンターボーン (著)
中 村 寿 司 (訳)

目 次

序論
障害
指針

序 論

人権の不可分性。この文章は、我々に表現の自由、集会の自由、自己決定権に基づく民主主義の感覚と規範、さらに貧困に対する戦いと、あらゆる場所における全ての人のための分け隔てのない適切な生活水準の希求を想起させる。この不可分性は、今年50周年を祝う、1948年の世界人権宣言によって神聖にされた。この宣言は発展し、後の国際文書、特に1966年の国連の2つの規約^(註2)により再び取り上げられるところとなった。市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利が、完全かつ全体的にその部分を成している。

1997年—1998年は、この不可分性にとり、ひとつの目印、臨界閾を成す。その年の初めにタイで経済危機が発生し、世界的病弊となった。経済金融バブルがはじけ、世界中に深刻な影響を及ぼした。幾つもの自国通貨が急速に値を下げ、対物部門（不動産市場）が暴落し、金融機関が幾つもの国、特にアジアにおいて破綻した。経済の虎が、哀れな飼い馴らされた動物、恐らくシャム猫になった。現在、幾つもの国が、金融部門を再編し、公的支出を削減して民営化を進め、システム全体を透明化するための国際通貨基金の処方箋に頼っている。何というグローバリゼーションであろう！

この崩壊の皮肉のひとつは、経済と責任ある政策との結びつきにある。政策上の無秩序が経済因子を引き出す原因となった。「3C」すなわち Corruption (腐敗)、Collusion (共同謀議)、Clientélisme (情実) が、これら要因の実態を示す。しかしながら、深刻な状況が再生の光を出現させている。従って、予想外の恩恵もある。経済的失墜が、経済分野のみでなく政治分野におい

でも改革の絶好の機会を我々にもたらしている。もし我々が本当に経済を改革しようと望むのであれば、政策の変更が必要であることを人々は良く理解している。

例えば、タイでは、国の経済の主体、特に権力の座にあって経済を自分達固有の利益のために操作するグループと必要以上に近い関係を有する政治屋を改革するための政治手段として、人々は新憲法を要求した。現在、新憲法のお蔭で、内閣のメンバーは大臣になる前と任期の最後に、各々の資産を報告しなければならない。その結果、透明性と善良な統治が、「隠れた」(cachée)あるいは「地下の」(souterraine) 経済と結びついた政治屋に抗して実施されている。

ついでに言えば、新聞が「長者クラブ」(le Club de Millionnaires) という見出しの下にこれら政治屋の富の申告を公にしたことも注目される。アジアにおいて、自分達の政治改革を行っている国々が、現在それを行っていない国々よりも目覚しい経済の改善を実証していることは画期的である。人権との関係で言えば、この事実は同じく、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の緊密にして不可分の性質と、それらの相互依存的利害とを明らかにする。

障 害

上で示された事実にも関わらず、以下に述べるような理由による、不可分性に対するさまざまな障害が存在する：

1. 幾つもの国が、人権の分野において曖昧な状況のままに留まっている。この曖昧さは、冷戦の開始から1990年代まで、非社会主義先進諸国が経済的、社会的及び文化的権利よりも、寧ろ市民的及び政治的権利を要求する傾向を持っていたことで深まっている。社会主義諸国は反対に、経済的、社会的及び文化的権利の方をより好むのである。現在、我々は冷戦後の相対的かつ時に熱い平和状態にあり、この間に、先進国と移行過程国そして発展途上国間の不均衡が拡大している。
2. 幾つもの国が、特にアジアにおいて、人権文書、特に1966年の規約に加盟していない。国連によって組織されたアジア・太平洋諸国のための最近の会議の際、代表を送っている国の半数(44カ国の半数)のみが規約に加盟していた。全てのアジア・太平洋諸国がメンバーとなっている唯一の国際条約は、児童の権利に関する条約である(アメリカ合衆国とソマリアの2国のみが、この条約に加盟していない)。
3. 幾つものアジア諸国が、特殊な価値というものがある世界には存在し、アジア的価値は、他の地域の価値とは異なると主張している。それらの国々は、権力に対する尊重の大切さと個人に対する共同体の優越を要求し、自分達が西洋化された観念と解する個人の利益と権利を否定する。実際、この種の議論は、自らを永続させ、人々の民主的願望を排除するために非民主的政府に

よって道具化されている。

4. アジア的価値の議論は、人権の市民的及び政治的側面よりも経済的、社会的及び文化的側面を好む、世界中に存在する非民主的システムに共通の状況と結びついている。それらのシステムは、政治家を選ぶ権利よりも食べ物に対する権利を好む。従って、それらは實際上、時には原則上、人権の不可分性よりも可分性を強調する。それらは“rights”（権利）よりも“rice”（米）^(註3)を好むのである。
5. たとえ国家が原則上、人権の不可分性に対して好意的であっても、実際の実現は時に脆弱であることがある。実現は、法律、政策、計画、メカニズムの質と財源の量に多く依存する。実現には優れた役人、警官、有能な裁判官等の参加が必要である。この種の人材は多くの国において不足している。実際の実現は、同じく人権の実践過程に参加すべき非政府組織と民衆を含め、市民社会に非常に重要な役割を与える。幾つもの国において、政府がこの参加を認めず、民衆の欲求に必要かつ敏感に応える法律、政策、計画、メカニズムならびに財源を十分に備えていないのは残念である。さらに、人権の触媒として - 時には侵害者、また時には保護者ともなる民間部門と企業の役割を忘れてはならない。実際、例えば、非政府武装集団や、政府間あるいは国際組織といった行為主体が、その数を増やしている。
6. その不可分性を侵害して行われる幾つかの国家による人権の選択的適用は、その普遍性、特に国際基準の非受容と結びついている。それらの国家は結果的に、人権に関する責任は国家の内政への干渉とはならないと明記する国際的立場を拒絶する。

こうした受容は、1993年ウィーンで準備された世界人権会議の前には非常によく見られ、幾つもの国々、特にアジア諸国と発展途上国が、当時、人権の普遍性の受容と保障に対するためらいを見せた。例えば、バンコクではウィーン会議の前に、アジア太平洋諸国が「特殊主義」(particularisme) もしくは国内的あるいは地域的特殊性の観念を強調する、人権に関する政府声明を採択した。参加国にとっては、時として人権の普遍性を国内的あるいは地域的特殊主義に従属させねばならなかった。実際、それらの国々は、特にあまり民主的でない自分達のシステムと釣り合わせ、市民的及び政治的権利の実行を制限しようと望んだのである。

それでも矢張り、世界会議で採択された公式表現は以下のような結果を生み出し、人権の不可分性と普遍性を強化した：国際規範と国内的あるいは地域的特殊主義との間に対立が存在する時、上位を占めるのは国際規範である。

7. 人権と人の責任あるいは義務との潜在的対立が、次第にはっきりとした形をとりつつある。

幾つもの国が、人権よりも寧ろ人の義務を要求することを好んでいる。この傾向は今日、明白であり、インターアクション カウンシル (Interaction Council) が国連総会で採択を提案しようとしている宣言文を参照すれば十分に知れる。

この「人の責任の世界宣言」(“Déclaration Universelle des Responsabilités Humaines”)は特に、全ての人々を人間的に取り扱う責任、真実を述べ誠実に行動する責任、そして生命を尊重する責任を主張している。しかしながら、それは十分に政府の民衆に対する諸々の責務あるいは義務を強調してはいない。人の責任の世界宣言における幾つかの文章は、非民主的政府の側の幅広い操作に道を開いており、例えば、マスメディアを「責任」という側面から統制できるような、広い評価の幅を挙げることができる。このグレーで曖昧なゾーンは、宣言の第14条に現れている：「大衆に情報を与え、公正な社会に不可欠の社会制度と政府の活動を批判するメディアの自由は、責任と慎重さをもって用いられなければならない」^(註4)。

しかしながら、誰がこの「責任と慎重さ」を定義するのだろうか？ 民主的なパラメーターについては言及されていない。現在、市民社会の側から上記の宣言に対する動きが起きている。「政府及びその他権力集団の義務の世界宣言」^(註5)と題する別の宣言が最近、アジアにおいて現れている。その宣言は、政府と権力の座にある集団、特に非政府武装集団と企業に対して、人権、民主主義、持続可能な発展、平和ならびに環境保護を尊重する義務を強調している。

8. 相変わらず、エリート主義のシステムと民衆の参加との間にパラドックスが存在しているが、それは経済統制と、富を富者と貧者の間で正当かつ適切に分配するための社会正義の欠如との間のパラドックスである。政治部門では、エリート主義の傾向が、民主主義の廃止と、反体制派を排除するための国の安全と公の秩序の広すぎる利用に現れている。現在マレーシアでは、植民地主義の名残である「国際安全保障法」(International Security Act)が、たとえそれが政治家であれ反体制派を排除し、透明性と善良な統治よりも植民地時代後の不透明性の強化を狙って利用されている。

9. 相変わらず、個人の利益よりも共同体の利益を永続、強化させようとする政治的、社会的及び文化的傾向が存在している。この傾向は、実際には真の文化など気かけないのに「文化」を促進すると言ったり、文化的取り繕いを口実に温情主義の行き場を残そうとする、女性と児童の権利を奪う社会の古くからのジレンマである。恵まれない人々に保護を与えない国内レベルの文化的欠如が時に存在するからこそ、それらの人々を救うため、国際的な保護と規範を活用すべきである。

10. 一方に政府と権力の座にある経済団体の利害が存し、他方に地方公共団体と個人の利害とが

存することから、時に、人権の不可分性の主張が不可避の矛盾を惹き起こすことがある。特に、政府と民間団体によって支持され、環境を侵して地方公共団体と個人に影響を及ぼすような計画をめぐる、緊迫した状況が明らかになっている。例えば、しばしば公正な補償なしに共同体の移転へと到るダム建設を挙げることができる。これらの不正は、計画が採択される前に、影響を受ける共同体の見解を明らかにさせ、十分な選択を提供するためのより多くの公的調査を必要とする。

指 針

上に述べられた両面性を持つ受容と実践は、人権の不可分性の観念の実施が単純な事柄ではないことを強調する。というのは、一方に理論と現実との大きな隔たりが、他方に権力の座にある集団と恵まれない人々の集団との立場の大きな隔たりが存するからである。

こうした不均衡にも拘らず、次のような介入により、さらなる収斂を生み出す可能性が存する。アジアを含め、人権に関する国際文書に加盟していない国々でさえ、次第に4つの指針に同意するようになっている。

1. 恵まれない人々に的を絞って援助するための、人権に関する国内行動計画の展開；
2. 人権教育を主題とする国連の10年との関係における人権教育の促進；
3. 例えば国内委員会による、世界の幾つもの地域における人権に関する国内機関の数の増加。
その点に関しては、それら機関の独立性と構成の多元性という2つの主要原則を促進させることが重要である。
4. 富者と貧者の間で富を分配し貧困を撲滅するための更なる活動を含め、発展に対する権利の促進とその実施に必要な計画の作成。

しかし、以下のような挑戦に対抗するため、特に国内レベルにおいて、これらの指針を補足する行動計画を具体化させなければならない。

- ・国際文書への加盟と、それらの効果的实施、それら文書に対する留保の制限、そして最後に、人権保護のための国内ならびに地域システムの開発；国際的枠組みに参入するための憲法ならびに国の安全に関する法律の改正、そして人の安全の促進；
- ・人権、民主主義、持続可能な発展、平和ならびに環境保護の間の不可分な結びつきを実現するための、より良い理解と行動；
- ・表現、結社、宗教ならびに思想の自由の促進、そして多産型システムの優遇；政府関係のみならず非政府的「行為主体」間の対話の拡大；
- ・公務員の責任と無処罰の終止；
- ・国際規範に合致する仕方で人権を適用する任務を負った機関の権限強化；司法権と司法官職の独立ならびに透明性；未決拘留の減少と国際規範ならびに保障に合致する法に基づく訴訟の促

進；刑事裁判システムと囚人の取扱いの改善；

- ・否定的文化慣行の廃止；全ての人のための教育へのアクセス；差別，例えば互いに異なり目立つ民族共同体の若者あるいは性別間の差別に反対する，より多くの計画；マスメディアと非政府組織を含む，共同体ならびに市民社会の参加の促進，そして反暴力のより効果的な措置の採択；
- ・労働の選択と社会のセーフティネット，例えば薬物依存症をひき起こさせない社会の安全の進展；女性，児童，障害者，移民，少数民族，原住民，避難民，国外亡命者，高齢者，エイズに感染した集団を含む，傷つきやすい集団のより良い保護；
- ・環境と，環境に悪影響を及ぼす計画の被害を蒙った人々のより良い保護。

もし幾つもの国において，「タイタニック」という名の船のように状況が少し暗いように我々に思えるとしても，私は，人権の不可分性，民主主義，発展，平和そして環境保護に基づく抜本的改革により，それが浮上準備のできた潜水艦に変わることを信じる。

(註)

(註1) 本稿は，*Société civile et indivisibilité des droits de l'homme* (Fribourg, Suisse, 2000) に所収の論文の翻訳である。原題は，“L’indivisibilité des droits humains: les obstacles et les orientations” (pp.131-138)。著者のヴィチット ムンタボーン (Vitit Muntarbhorn) 氏は，バンコク，チュラロンコン大学法学部教授（一部原註，以下すべて訳註）。

(註2) 「2つの規約」とは，「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約A規約)」(1966年国連採択，76年発効)と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(国際人権規約B規約)」(1966年国連採択，76年発効)をさす。

(註3) ここでは，英語の語音の類似性と意味上の隔たりとのコントラストが修辭的に示されている：[ráits] (「権利」)－[ráis] (「米」)。

(註4) “The freedom of the media to inform the public and to criticize institution of society and governmental actions, which is essential for a just society, must be used with responsibility and discretion”. (原文英文)

(註5) 「政府及びその他権力集団の義務の世界宣言」(“La Déclaration Universelle des Devoirs des Gouvernements et des Autres Groupes au Pouvoir”)

(後記) 授業紹介の意味も込めて，今回訳出した2篇の仏語論文は，本学法学部で開講している「外国書購読」の使用テキストです。訳文は，毎時間課している学生諸君の「労作」を下敷きに，中村が全体の取りまとめを行いました。従って，誤訳等に関する責任は，すべて担当教員が負うこととなります。

翻訳にあたり，快く許可を与えて下さった原典編集者のメイエ ビッシュ (Meyer-Bisch) 氏に感謝申し上げますと共に，同氏のご希望に従い，先方のホームページアドレスを以下に記します：<http://www.unifr.ch/iiedh>。